

# Personal Finance Report

Vol.1, No.2 March, 2017 パーソナルファイナンス学会発行

## 監督行政の方向性に大きな変化

岸 紀子（株式会社日本信用情報機構）

経済産業省は2018年5月から6月にかけての施行が予定されている改正割賦販売法に対応する政省令整備のため、2017年2月17日に産業構造審議会商務流通分科会「割賦販売小委員会」を再開したが、その中で支払可能見込額基準に関する注目される考え方を示した。一方、金融庁は2017年3月17日、「金融モニタリング有識者会議報告書－検査・監督改革の方向と課題－」を公表し、「形式から実質へ」の方向性を示した。この二つの動きにとどまらず、いま、わが国では「一律的な監督行政手法からの脱却」を前提として法の枠組みの在り方を検討しようとする姿勢が見受けられるようになってきている。その具体的な内容を以下に紹介したい。

### 1. 「性能規定」の考え方に基づく「支払可能見込額基準」の見直し検討

2008年の割賦販売法改正で導入された「支払可能見込額調査義務」は、その2年前に改正された貸金業法の「総量規制」の考え方を引きずるものであった。年収に応じて借入可能金額の上限を設定することが多重債務問題の解決に資するといえるのであれば、借金に似た性格を持つクレジット利用に対しても何らかの上限を設定すべきである、という考え方だ。貸金業法のような画一的・一律基準の導入こそ避けられたものの、同調査義務のために申込者のプライバシーに立ち入った調査が必要になる等

の問題事例も生じている（※1）。

2月の第17回割賦販売小委員会では、法改正に対応すべき省令委任事項5課題の別に、「検討課題⑥ 支払可能見込額調査」を取り上げた。この際、現行の形式的・画一的な基準を見直し、「より実質的な基準とすることを検討すべき」とするもので、委員の議論を踏まえ3月の第18回小委員会では、さらに「具体的な手段や方法を限定しない「性能規定」的考え方を参考にしつつ、過剰与信防止の実効性を確保するため、個々の事業者における調査手法の実効性を確認、チェックするための一定の指標を設けることを検討してはどうか」との方向性が追加された。

「性能規定」とは「不可欠な性能のみを定め、それを実現するための手段・方法は問わない」考え方で、主に製品安全・保安分野で採用されている。手段・方法を定める「仕様規定」では技術進歩等への柔軟な対応が図れないために、かえって消費者の便益を損ねるとして転換が進んでいる。昨年、同小委員会でクレジットカード取引におけるセキュリティ対策を検討する際に、初めてクレジット業界においても制度整備の考え方の基準として盛り込まれた。

割賦販売法が支払可能見込額調査義務を設けている目的が多重債務問題を起こさないことなのであれば、その実効性こそに着目して、手段については個々の事業者に委ねようというのである。

## 2. 金融庁による検査・監督改革、目指すべき方向のひとつに「形式から実質へ」

金融庁が検査・監督手法を改革しようとした問題意識は、「金融行政にとっての環境や優先課題が変わる中で、従前の手法では金融行政の目標は十分に達成できず、さらにはさまざまな副作用が生じるおそれも認識できるようになった」ことにある。そのため、2016年8月に金融モニタリング有識者会議を設置し、6回の議論を経て検査・監督の在り方に関する報告書をまとめた。

報告書では、目指すべき方向として、①金融行政の究極的な目標との整合性を確保すること、③「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」へ視点を広げること、③「最低基準の充足状況の確認」にとどまらず「ベストプラクティスに向けた対話」や「持続的な健全性を確保するための動的な監督」に検査・監督の重点を拡大すること、を提言している。また、これらを実現するために対応すべき課題として①検査・監督手法の見直し、②組織・人材・情報インフラの整備、③検査マニュアル・監督指針等の抜本的見直し、④多様なステークホルダーとの対話、⑤内外一体の対応、を挙げている。

目指すべき方向の②で指摘されたなかのひとつである「形式から実質へ」では、「形式への集中」が融資における担保・保証依存やルール順守の証拠づくりといった副作用をもたらしているため、「実質的に良質な金融サービスの提供を重視」できるよう、検査・監督の視野を広げていくべきとしている。

今後、金融庁自身が報告書を踏まえた考え方の整理などを行い、検査・監督の実務に取り入れられていく。この「形式から実質へ」の転換が、割賦販売法における「性能規定」の導入と同じ位置づけを得られれば、金融サービスにおける顧客の利便性拡充につながるものと期待できる動きであり、割賦販売法における見直し

が奏功する結果を見せれば、貸金業法の改正議論につながる可能性もある。

## 3. 「総量規制」依存では今後の動きに取り残される

貸金業法の改正当時は、総量規制、上限金利の引き下げに対して業界から強い反対の意見が聞かれたが、今ではそれもすっかり沈静化したように見える。業界関係者に話を聞くと、その要因のひとつには「廃業が進み反対する者自体が大幅に減少した」こともあるが、一方で「現行法下での安定的な運営を行うための対応が済み、規制緩和要望の緊急性がなくなった」ことがある。総量規制は年収のみで判断する画一的・一律的な形式基準であり、資金需要者の返済能力における多様性をまったく無視した制度であることは間違いないが、貸し手側とすればそれによってリスクを一定レベル以下に保つことができるのもまた事実である。これは、自社が取引している顧客に他社が追加貸付けをすることによって発生する多重債務化を抑えることができる、というだけでなく、厳しい規制にある市場への新規参入抑制が過度な競争環境を生じさせない効果を生んでいるためでもある。

だが、総量規制さえ守っていれば信用コストを抑えられるという考え方は、それまで各社が培ってきたリスク分析力の低下という副作用を引き起こす可能性も否定できないのではないかと懸念するところだ。

金融機関が個人ローン市場でのシェアを拡大したことにより、すでに市場構造は「総量規制さえ守っていればリスクを一定レベル以下に保つことができる」ものではなくなっているのかもしれない。「多重債務問題を起こさない」という実効性を確保するために、どのような手段・方法をとっていくべきなのかを考えていかなければ、今後の動きには取り残される。

※1 第17回割賦販売小委員会に日本クレジット協会が提出した資料「支払可能見込額調査に係る問題事例」で紹介されているのは、①「二等親内親族」以外の扶養者の場合にクレジット契約ができないケース、②「同一生計人数」を用いた与信の問題事例、③「共働き夫婦」について与信できないケース、④「生活必需品」を利用するために必要な役務についてクレジット契約ができないケース、⑤「標準用語」について理解を促すために却って努力を要するケース。

注) 本レポートは所属先(日本信用情報機構)とは一切関係がなく、個人の見解に基づくものです。